

美濃加茂市訓令甲第9号

美濃加茂市雨水貯留浸透施設設置補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、雨水貯留浸透施設の設置に関し、美濃加茂市雨水貯留浸透施設設置補助金（以下「補助金」という。）を交付することによって、雨水の再利用及び地下水涵養^{かん}を推進し、もって浸水被害の軽減及び健全な水循環の保全を図ることを目的とする。

(補助事業の名称)

第2条 この補助事業の名称は、美濃加茂市雨水貯留浸透施設設置補助事業（以下「事業」という。）とする。

(適用例規)

第3条 補助金の交付に当たっては、美濃加茂市補助金等交付規則（平成25年美濃加茂市規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱による。

(定義)

第4条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 雨水貯留浸透施設 雨水貯留施設及び雨水浸透施設をいう。
- (2) 雨水貯留施設 住宅等の屋根からの雨水を貯留するための施設であって、雨水貯留槽（公共下水道又は農業集落排水施設への接続により廃止する浄化槽（以下「既存浄化槽」という。）の転用によるもの。）及びその附属設備により構成されたもの並びに雨水簡易貯留施設をいう。
- (3) 雨水浸透施設 住宅等の屋根からの雨水を地中に浸透させる施設であって、浸透孔を有する雨水浸透ますをいう。
- (4) 雨水簡易貯留施設 住宅等の屋根からの雨水を流入させ、当該住宅等の敷地内で一時的に一定量を貯留する機能を有する施設をいう。
- (5) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽及び浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条の規定により浄化槽とみなされたものをいう。
- (6) 住宅等 市内に存する住居、事務所、倉庫、工場その他の建築物をいう。

(設置基準)

第5条 雨水貯留浸透施設の設置、構造及び施工に関しては、建築基準法

(昭和25年法律第201号)、下水道法施行令(昭和34年政令第147号)等の法令の規定によるもののほか、次に掲げる基準によるものとする。

(1) 雨水貯留槽を設置する場合には、以下のすべての工事を行わなければならない。

- ア 既存浄化槽内の汚泥処分及び清掃
- イ 既存浄化槽内の不用機器類の処分
- ウ 雨水の集水及び余水吐の配管並びに排水先までの施設工事
- エ 地上固定式ポンプ及び水栓の設置並びに配管工事

(2) 雨水簡易貯留施設は、雨水貯留用に市販されているもので新品とする。

(3) 雨水簡易貯留施設を設置する場合は、以下のすべての工事を行わなければならない。

- ア 雨水の集水及び余水吐の配管並びに排水先までの施設工事
- イ 雨水簡易貯留施設本体に付属する蛇口又は同等品の水栓の設置

(4) 雨水浸透施設を設置するにあたり留意すべき事項は、次のとおりとする。

- ア 土砂等を含むおそれのある地表上の雨水排水の流入を避けること。
- イ 生活排水(浄化槽処理水を含む)の流入をさせないこと。
- ウ 雨水浸透施設の材質は、コンクリート又は塩化ビニル製等とし、内径が15センチメートル以上の円形または角型とすること。
- エ 雨水浸透施設の構造は、堅固で耐久性のあるものとし、設置場所に合った構造とすること。
- オ 維持管理の容易な構造とすること。

(5) 雨水浸透施設を設置できない箇所は、次のとおりとする。

- ア 雨水の浸透しにくい地盤(岩盤、地下水位が地表面より概ね1メートル以内の地盤)である箇所
- イ 傾斜度30度以上で傾斜地の高さが2メートル以上の土地にあっては、法尻又は法肩からの距離が当該傾斜地の高さの2倍以内の区域
- ウ 隣接する建築物又は構造物からの離隔を0.5メートル以上確保できない箇所
- エ 既設の雨水浸透施設から1.5メートル以上の離隔が確保できない箇所

オ 工場跡地、埋立地等で土壌汚染の恐れがある箇所

カ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条の規定により岐阜県知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域

キ 雨水浸透施設の設置により周辺の住環境、自然環境を害すると予想される箇所

（補助金交付の対象）

第6条 補助金の交付を受けることができる者は、市内に土地又は住宅等を所有し、又は使用している者で、当該土地又は住宅等に雨水貯留浸透施設を設置するものとする。

（補助対象施設及び補助金の額等）

第7条 補助対象施設及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

2 補助の対象となる雨水貯留浸透施設の数、建物1棟につき、雨水貯留施設については1基を、雨水浸透施設については2基を限度とする。

3 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

4 補助金の対象とならない費用は、事業に係る申請手続き費用、雨水貯留浸透施設の維持管理費用及び雨水簡易貯留施設の工事費（当該施設に要する費用を除く。）とする。

（交付の申請）

第8条 規則第8条第2項第1号の規定による事業計画書は、美濃加茂市雨水貯留浸透施設設置補助事業計画書(様式第1号)によるものとする。

2 規則第8条第2項第2号の規定による収支予算書又はこれに代わる書類は、雨水貯留槽又は雨水浸透施設の場合にあつては工事費見積書とし、雨水簡易貯留施設の場合にあつては材料費見積書とする。

3 規則第8条第2項第3号の規定による実施設計書及び図面は、次の各号に掲げる書類とする。

(1) 位置図（縮尺2,500分の1程度）

(2) 平面図・施設配置図（縮尺100分の1から500分の1程度。施設の位置、集排水経路を明確にすること。）

(3) 設置施設構造図（縮尺自由）

4 既存浄化槽を雨水貯留槽に転用する場合は、美濃加茂市下水道条例施行規程（平成24年美濃加茂市上下水道事業管理規程第9号）第4条第

1 項の排水設備等計画確認申請書を併せて提出するものとする。

(交付申請の期日)

第 9 条 規則第 8 条第 1 項の規定による期日は、着工日前 1 4 日とする。

ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(交付の決定)

第 1 0 条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定をしないものとする。

(1) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及びこれらに準ずる団体である場合

(2) 売買を目的とした土地又は住宅等に雨水貯留浸透施設を設置する場合

(3) 既に市の補助金の交付を受けて雨水貯留浸透施設を設置したことがある土地又は住宅等に雨水貯留浸透施設を再度設置する場合

(4) 雨水貯留浸透施設を継続して 7 年以上使用する見込みのない場合
(計画の変更)

第 1 1 条 規則第 1 7 条第 2 項各号の規定による書類は、第 7 条の規定を準用する。ただし、当該変更に係る事項を明確にするものとする。

(実績報告)

第 1 2 条 規則第 1 8 条第 2 項第 1 号の規定による事業実績書は、美濃加茂市雨水貯留浸透施設設置補助事業実績書(様式第 2 号)によるものとし、着工前、施工中及び完了時の工事写真を添付するものとする。

2 規則第 1 8 条第 2 項第 2 号の規定による収支決算書又はこれに代わる書類は、雨水貯留槽又は雨水浸透施設の場合にあっては工事費の領収書の写しとし、雨水簡易貯留施設の場合にあっては材料費の領収書の写しとする。

(実績報告の期日)

第 1 3 条 規則第 1 8 条第 1 項の規定による期日は、事業完了後 1 月を経過した日又は申請の日の属する市の会計年度の 3 月 1 0 日のいずれか早い日とする。

(補助金の概算払)

第 1 4 条 規則第 2 1 条第 1 項ただし書の規定により、市長は、補助金の交付決定の後に概算払いをすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、美濃加茂市雨水貯留浸透施設設置補助金概算払請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第15条 市長は、補助事業者が第5条に該当しなくなったとき又は第9条各号のいずれかに該当することが判明したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（維持管理）

第16条 雨水貯留浸透施設の設置工事及び設置後において生じた紛争、事故及び損害等については、市は、その責任を負わないものとする。

2 補助事業者は、自己の負担により雨水貯留浸透施設の機能を良好に保つために適切な管理を行うとともに、補修を要すると認められた場合は、速やかに適切な措置を講じなければならない。

3 補助事業者は、雨水貯留浸透施設を継続して7年以上使用するものとする。

（委任）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

補助対象施設		補助金の額
雨水貯留施設	浄化槽転用の雨水貯留槽	当該工事に要する工事費の1/2の額と80,000円のいずれか少ない額
	雨水簡易貯留施設（貯留能力が80リットル以上の施設）	当該施設の材料に要する費用の1/2の額と20,000円のいずれか少ない額
雨水浸透施設	雨水浸透ます（浸透孔を有するもの）	当該工事に要する工事費（2基設置する場合は、2基の合計額とする。）の1/2の額と20,000円のいずれか少ない額

様式第 1 号（第 8 条、第 1 1 条関係）

美濃加茂市雨水貯留浸透施設設置補助事業計画書
（申請・変更申請）

申請者 （団体の場合は、団体名 及び代表者名）	住所 氏名 電話（ ） —
設置場所	美濃加茂市
施設の種類及び規模	雨水貯留槽（浄化槽転用） （ 人槽）・容量 m ³
	雨水簡易貯留施設 容量 リットル
	雨水浸透施設 箇所
施工者	住所 氏名 電話（ ） —
着工日及び完了予定日	着工日 年 月 日
	完了予定日 年 月 日
要件確認	<input type="checkbox"/> 売買を目的としない。 <input type="checkbox"/> 7 年以上使用する。

※雨水簡易貯留施設は材料費を対象とするので施工者欄は未記入でも結構です。

添付書類

- （ 1 ） 位置図（縮尺 1/2, 500 程度）
- （ 2 ） 平面図・施設配置図（縮尺 1/100～1/500 程度、施設の位置、集排水経路を明確にすること。）
- （ 3 ） 設置施設構造図（縮尺自由）
- （ 4 ） 工事費見積書（雨水貯留槽又は雨水浸透施設の場合）
- （ 5 ） 材料費見積書（雨水簡易貯留施設の場合）
- （ 6 ） その他、市長が必要と認める書類

様式第2号（第12条関係）

美濃加茂市雨水貯留浸透施設設置補助事業実績書

補助事業者 (団体の場合は、団体名 及び代表者名)	住所 氏名 電話 () -
補助指令番号	美濃加茂市補助指令水第 号 年 月 日
設置場所	美濃加茂市
施設の種類及び規模	雨水貯留槽（浄化槽転用） (人槽)・容量 m ³
	雨水簡易貯留施設 容量 リットル
	雨水浸透施設 箇所
施工者	住所 氏名 電話 () -
完了日	年 月 日

※雨水簡易貯留施設は材料費を対象とするので施工者欄は未記入でも結構です。

添付書類

- (1) 工事写真（着工前、施工中、完了時）
- (2) 工事費の領収書の写し（雨水貯留槽又は雨水浸透施設の場合）
- (3) 材料費の領収書の写し（雨水簡易貯留施設の場合）
- (4) その他、市長が必要と認める書類
 - ・浄化槽廃止届出書の写し
 - ・市税等の納付状況確認同意書（様式第2号の2）

様式第2号の2（第12条関係）

市税等の納付状況確認同意書

年 月 日

美濃加茂市長（氏名）宛

補助事業者

住 所

氏 名 印

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

連絡先（ ） ー

下記の申請に当たり、私の美濃加茂市における市税等の納付状況について、市長が確認することを同意します。

記

美濃加茂市雨水貯留浸透施設設置補助金

様式第3号（第14条関係）

美濃加茂市雨水貯留浸透施設設置補助金概算払請求書

年 月 日

美濃加茂市長 （氏名） 宛

補助事業者

住 所

氏 名

印

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

連絡先（ ） ー

美濃加茂市雨水貯留浸透施設設置補助金交付要綱第13条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 事業の名称

2 補助金の概算請求額 金 _____ 円

3 振込先

振込先金融機関	銀行 金庫 農協								本店 支店 出張所
預金種目	普通 当座	口座番号							
フリガナ									
口座名義人									